本号で公布された法令のあらまし

◇文部科学省組織令の一部を改正する政令（政令第四十五号）（文部科学省）

1　大臣官房総務課及び政策課の所掌事務の変更

広報に関する事務並びに学校法人及び宗教法人を除く文部科学省の所掌事務に係る法人の監督に関する事務を大臣官房総務課の所掌事務から削り、大臣官房政策課の所掌事務として加える。（第十六条、第十八条関係）

2　初等中等教育局の組織再編

⑴　初等中等教育局に、高等学校等における教育の振興及び高等学校等の生徒の修学支援に関する事務等を所掌するものとして、新たに高等学校振興課を置く。（第三十二条、第三十九条関係）

⑵　初等中等教育局学校情報基盤・教材課を廃止するとともに、同局に置かれる参事官が、学校教育の情報化及び情報教育の振興等に関する事務を所掌するものとする。（第三十二条、第四十条、第四十二条関係）

⑶　⑴及び⑵の体制整備に伴い、初等中等教育局教育課程課及び児童生徒課の所掌事務を変更する。（第三十六条、第三十七条関係）

3　文化庁の組織再編

文化庁に置かれる各課及び参事官の所掌事務を再編するとともに、同庁に置かれる文化資源活用課、文化財第一課及び文化財第二課の名称をそれぞれ文化資源政策・記念物課、美術学芸課、建造物課に変更する。（第九十四条～第九十七条、第百条～第百二条、第百四条関係）

4　研究開発局参事官の設置年限の延長

研究開発局参事官の設置期間を令和十三年三月三十一日までに延長する。（附則第十項関係）

5　施行期日等

⑴　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　関係政令について所要の改正を行う。

⑶　その他所要の改正を行う。

◇重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行期日を定める政令（政令第四十六号）（内閣府本府）

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）の施行期日は、令和八年十月一日とする。

◇重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律施行令（政令第四十七号）（内閣府本府）

1　重要電子計算機の範囲に関する規定の整備

⑴　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号。以下「法」という。）第二条第二項第一号の政令で定める電子計算機は、同号イからホまでに掲げる者が使用する電子計算機のうち、当該者が同号に規定する重要情報（⑷において「重要情報」という。）を記録するもの及びこれと電気通信回線で直接又は間接に接続されているもの等とする。（第一条第一項関係）

⑵　法第二条第二項第一号ホの政令で定める法人として、十六法人を定める。（第一条第二項関係）

⑶　法第二条第二項第二号の政令で定める電子計算機は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者が使用する電子計算機のうち、特定重要設備（同項に規定する特定重要設備をいう。）であるもの又は特定重要設備の一部を構成するもの等とする。（第一条第三項関係）

⑷　法第二条第二項第三号の政令で定める電子計算機は、同号に規定する事業者が使用する電子計算機のうち、重要情報を記録するもの及びこれと電気通信回線で直接又は間接に接続されているものとする。（第一条第四項関係）

2　事務の委託に関する規定の整備

⑴　法第七十二条第一項の政令で定める法人は、次に掲げる委託を行う事務の区分に応じ、それぞれ次に定める法人とする。（第二条第一項関係）

イ　法第三十七条に規定する事務　国立研究開発法人情報通信研究機構

ロ　法第四十一条に規定する事務　一般社団法人ＪＰＣＥＲＴコーディネーションセンター（平成十五年三月十八日に有限責任中間法人ＪＰＣＥＲＴコーディネーションセンターという名称で設立された法人をいう。）

⑵　法第七十二条第二項の政令で定める法人は、⑴イ及びロに定める法人とする。（第二条第二項関係）

3　権限の委任に関する規定の整備

法第五条の規定並びに法第六条、第九条及び第十条の規定（いずれも法第五条に係る部分に限る。）による権限の委任について定める。（第三条関係）

4　施行期日等

⑴　この政令は、法の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この政令の経過措置について定める。（附則第二項関係）

◇サイバーセキュリティ基本法施行令の一部を改正する政令（政令第四十八号）（内閣官房）

1　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）の施行に伴い、サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第三十一条第一項第三号の規定により政令で定める法人を定める規定を削る。（本則関係）

2　この政令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。（附則関係）

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令及び防衛省職員の災害補償に関する政令の一部を改正する政令（政令第四十九号）（防衛省）

第１　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正

1　自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈠欄又は㈡欄に定める額の俸給の支給を受けるための在級期間を廃止する。（第四条関係）

2　第二種初任給調整手当の算定に必要な額等について規定する。（第八条の五関係）

3　自衛官候補生、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）に対する第二種初任給調整手当の月額等について規定する。（第十七条の十の二、第十八条及び第十八条の二関係）

4　予備自衛官及び即応予備自衛官に支給する訓練招集手当の日額の上限並びに予備自衛官補に支給する教育訓練招集手当の日額を引き上げる。（第十七条の十四及び第十七条の十五関係）

5　若年定年退職者給付金の額の調整に必要な給与年額相当額の計算方法を改める。（第二十四条及び附則第十五項関係）

6　特地官署等の見直しに伴い、特地官署として格付けされる官署を追加するとともに、級別区分が引上げとなる官署の級別区分を改める。（別表第六関係）

7　その他所要の規定の整備を行う。

第２　防衛省職員の災害補償に関する政令の一部改正

自衛官候補生、学生及び生徒の災害補償の算定基礎額として用いる平均給与額の計算の対象に第二種初任給調整手当を加える。（第五条関係）

第３　施行期日等

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

2　その他関係政令について所要の改正を行う。（附則第二項関係）